



島根労働局発表

平成27年10月1日

島根労働局職業安定部

担

職業安定課長 吉木 操

当

職業安定課
需給調整指導官 杖田 耕一

TEL 0852-20-7017

改正派遣法等に係る事業主向け説明会を開催します

島根労働局（局長 古田宏昌（ふるた こうしょう））は、第189回通常国会において「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正派遣法」という。）が成立し、平成27年9月30日施行となったことを受け、改正派遣法及び平成27年10月1日施行の「労働契約申込みみなし制度」（現行派遣法第40条の6）に係る事業主向け説明会を下記のとおり開催します。

記

1. 日時

出雲会場 平成27年10月21日（水） 13:30～16:00

松江会場 平成27年10月22日（木） 13:30～16:00

浜田会場 平成27年10月23日（金） 9:30～12:00

2. 開催場所

出雲会場 ニューウェルシティ出雲（出雲市塩冶有原町）

松江会場 くにびきメッセ（松江市学園南）

浜田会場 いわみーる（浜田市野原町）

3. 内容

「改正派遣法」の概要等

「労働契約申込みみなし制度」の概要等

4. 参加対象

県内事業主等

5. 申込み方法

いずれの会場も収容人数の関係で事前申込みが必要となりますので、島根労働局ホームページから事前申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、島根労働局職業安定部職業安定課あてFAXにてお申込みください。

6. 問合せ先

〒690-0841

松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

島根労働局職業安定部職業安定課

TEL 0852-20-7017 fax 0852-20-7025

■労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 30 日施行）の概要

平成 24 年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、全ての労働者派遣事業を許可制とするとともに、派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ[°]、雇用継続を推進し、派遣先の事業所等ごとの派遣期間制限を設ける等の措置を講ずる。

《主な改正内容》

1 派遣事業の健全化（特定労働者派遣事業の廃止）【第 16 条～22 条の削除等】

特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止。

2 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ[°] 【第 30 条の 2 の新設、第 30 条の改正等】

派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ[°]、雇用継続を推進するため、

○派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティング[°]を派遣元に義務付け。

○派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置を派遣元に義務付け。

→違反に対しては許可の取消も含め厳しく指導。

3 労働者派遣の位置付けの明確化【第 25 条の改正】

厚生労働大臣は労働者派遣法の運用に当たり、派遣就業が臨時的・一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮する。

4 より分かりやすい派遣期間規制への見直し【第 35 条の 3 の新設、第 40 条の 2 の改正等】

現行制度では、専門業務等のいわゆる「26 業務」には派遣制限がかからず、その他の業務には最長 3 年の期間制限がかかるが、分かりやすい制度とするため、

○事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは 3 年を上限。それを超えて受け入れるには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。異議があった場合には対応方針等の説明義務。

○個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位（課）における同一の派遣労働者の受入れは 3 年を上限。

■平成 24 年法改正による「労働契約申込みみなし制度」（平成 27 年 10 月 1 日施行）の概要

派遣先が、違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して、派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。

【参考条文（主なもの）】

2 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ関係

第30条の2（新設）

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者（期間を定めずに雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならない。

- 2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならない。

3 労働者派遣の位置付けの明確化関係

第25条（下線部改正）

厚生労働大臣は、労働者派遣事業に係るこの法律の規定の運用に当たっては、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行並びに派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮するとともに、労働者派遣事業による労働力の需給の調整が職業安定法に定める他の労働力の需給の調整に関する制度に基づくものとの調和の下に行われるように配慮しなければならない。

4 より分かりやすい派遣期間規制への見直し関係

第35条の3（新設）

派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）を行ってはならない。

島根県内における労働者派遣事業の状況

- 平成25年度労働者派遣事業報告提出事業所数 179事業所
- 1 一般労働者派遣事業所数 (許可) 29事業所
 - 2 特定労働者派遣事業所数 (届出) 150事業所
- 派遣労働者数 (平成26年6月1日時点)
- 1 派遣労働者数 1,379人
 - (1) 一般
 - 常時雇用労働者数 536人
 - 常時雇用以外労働者数 550人
 - (2) 特定
 - 常時雇用労働者数 293人
 - 2 政令業務に従事した派遣労働者数 289人
 - (1) 一般
 - 常時雇用労働者数 80人
 - 常時雇用以外労働者数 89人
 - (2) 特定
 - 常時雇用労働者数 120人
- 政令業務 (いわゆる26業務)
- ・ソフトウェア開発関係
 - ・機械設計関係
 - ・事務用機器操作関係
 - ・通訳、翻訳、速記関係
 - ・秘書関係
 - ・ファイリング関係
 - ・調査関係
 - ・財務関係
 - ・貿易関係
 - ・デモンストレーション関係
 - ・添乗関係
 - ・受付・案内関係
 - ・研究開発関係
 - ・事業の実施体制の企画、立案関係
 - ・書籍等の製作・編集関係
 - ・広告デザイン関係
 - ・OAインストラクション関係
 - ・セールスエンジニアの営業、金融商品の営業関係
 - ・放送機器操作関係
 - ・放送番組等の製作関係
 - ・建築物清掃関係
 - ・建築設備運転等関係
 - ・駐車場管理等関係
 - ・インテリアコーディネーター関係
 - ・アナウンサー関係
 - ・テレマーケティングの営業関係
 - ・放送番組等における大道具、小道具関係
 - ・水道施設等の設備運転等
- (「平成25年度労働者派遣事業報告書集計結果」、「労働者派遣事業の平成26年6月1日現在の状況」より)

派遣元事業主の皆さまへ

～平成27年労働者派遣法改正法が成立しました～

施行日：平成27年9月30日

派遣労働という働き方、およびその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正されます。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

労働者派遣法 平成27年改正

検索

1 労働者派遣事業は許可制に一本化されます

施行日以後、一般労働者派遣事業（許可制）／特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となります。

※新たな許可基準については、省令や業務取扱要領等で規定されます。

経過措置

- ・ 施行日時時点で特定労働者派遣事業を営んでいる方は、引き続き、3年間は「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである事業」を営むことが可能です。
- ・ 施行日時時点で一般労働者派遣事業を営んでいる方は、その許可の有効期間の間は、引き続き、事業を営むことが可能です。
- ・ 施行日前にした許可・更新申請で、施行日時時点でまだ決定がなされていないものは、新法に基づく申請として扱われます。

配慮措置

- ・ 小規模事業主に対しては、新たな許可の申請に当たって、一定の配慮措置が設けられます。



2 期間制限のルールが変わります

現在の期間制限（いわゆる26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年）とするもの）を見直します。

施行日以後に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

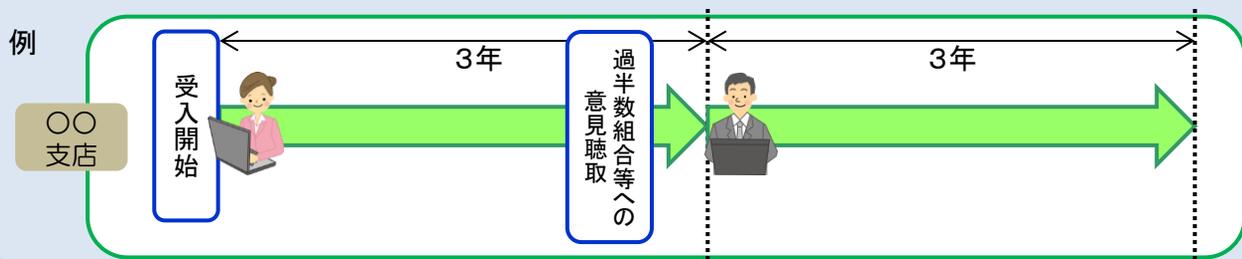
経過措置

施行日時点ですでに締結されている労働者派遣契約については、その労働者派遣契約が終了するまで、改正前の法律の期間制限が適用されます。

① 派遣先事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

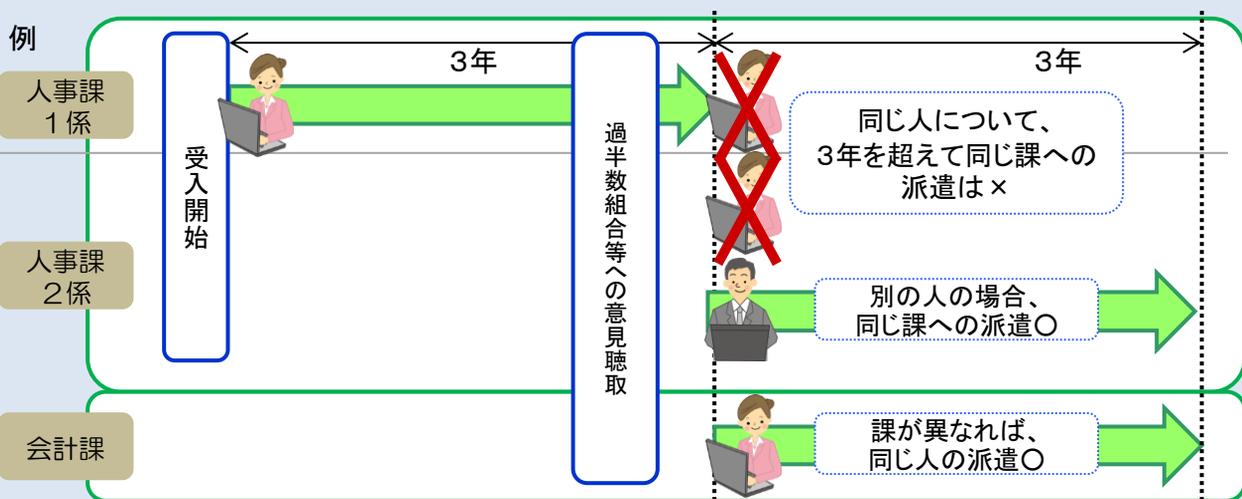
派遣先が3年を超えて受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります（1回の意見聴取で延長できる期間は3年まで）



② 派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（※）に対し派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

※ いわゆる「課」などを想定しています。



○以下の方は、例外として期間制限の対象外となります。

- ・ 派遣元で無期雇用されている派遣労働者
- ・ 60歳以上の派遣労働者
- など

3 派遣元事業主に新たに課される内容

雇用安定措置の実施

派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方に対し、派遣終了後の雇用を継続させる措置（雇用安定措置）を講じる義務があります。（1年以上3年未満の見込みの方については、努力義務がかかります。）

雇用安定措置

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
- ③ 派遣元での（派遣労働者以外としての）無期雇用
- ④ その他安定した雇用の継続を図るための措置

※雇用を維持したままの教育訓練、紹介予定派遣等、省令で定めるもの

雇用安定措置として①を講じた場合で、直接雇用に至らなかった場合は、別途②～④の措置を講じる必要があります。

キャリアアップ措置の実施

派遣元は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、

- ・段階的かつ体系的な教育訓練
 - ・希望者に対するキャリア・コンサルティング
- を実施する義務があります。

特に、無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を視野に入れた教育訓練を実施する必要があります。

均衡待遇の推進

派遣元は、派遣労働者から求めがあった場合、以下の点について、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均衡を図るために考慮した内容を説明する義務があります。

- ① 賃金の決定
- ② 教育訓練の実施
- ③ 福利厚生の実施

派遣元管理台帳に記載する事項

派遣元管理台帳に記載する事項に、以下の項目等が追加されます。

- ・無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- ・雇用安定措置として講じた内容
- ・段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時および内容

4 労働契約申込みみなし制度

平成27年10月1日から、労働契約申込みみなし制度が施行されます

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。

(違法派遣について、派遣先が善意無過失である場合を除きます。)

労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合 (※)
- ④いわゆる偽装請負の場合

※期間制限違反について

- ・新たに設けられる事業所単位・個人単位の2つの期間制限のどちらに違反した場合も、労働契約申込みみなし制度の対象となります。
- ・派遣元は、派遣労働者に対して就業条件などを明示する際に、期間制限違反が労働契約申込みみなし制度の対象となる旨も明示しなければなりません。
- ・改正法の施行日(9/30)時点ですで行われている労働者派遣については、改正前の期間制限が適用され、制限を超えて派遣労働者を使用しようとするときは、改正前の法律の労働契約申込み義務の対象となります。(労働契約申込みみなし制度の対象とはなりません)

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	三重	需給調整事業室	059-226-2165
青森	需給調整事業室	017-721-2000	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	京都	需給調整事業課	075-241-3225
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
山形	需給調整事業室	023-626-6109	奈良	需給調整事業室	0742-32-0208
福島	需給調整事業室	024-529-5746	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	島根	職業安定課	0852-20-7017
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	広島	需給調整事業課	082-511-1066
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	山口	需給調整事業室	083-995-0385
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-219-8711
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	職業安定課	098-868-1655